

堺市監査委員公表第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月14日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年8月1日～令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	東区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1)</p> <p>介護保険料について</p> <p>堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 減免額の算定</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免額の算定について、厚生労働省の事務連絡では、減免の対象となる保険料の算定式として「A 保険料額×B 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額÷C 前年の合計所得金額」が定められている。</p> <p>また、同取扱いに関する厚生労働省のQ&Aにおいて、上記算定式のCについては、平成30年度の税制改正に伴う所得指標の見直しを反映した額（合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該給与所</p>	<p>御指摘を受け、制度所管課を通じ、厚生労働省に正しい算定方法を確認した上で再計算を行い、令和4年10月14日に減免額が変更となる方に謝罪文と納付書・還付通知書を発送しました。</p> <p>今回の処理誤りの原因は、正しい取扱いについて課内で共有していなかったこと及び制度理解が不十分なまま事務処理を行ったことです。</p> <p>再発防止策として、制度改正時は変更点につき十分確認を行い、随時手順書やマニュアルの修正、補記を行うこととし、職員に周知徹底を図り、また職員研修等を通じて、職</p>	<p>東保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>得の金額又は公的年金等所得の合計から10万円を控除した額)となるとされている。</p> <p>しかし、令和3年度及び令和4年度の減免額の算定に関する資料を確認したところ、上記算定式Cから10万円を控除していなかったことなどにより、減免額が過少となっているものがあった。</p> <p>7(2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>東区役所樹木管理業務の仕様書では、受注者は、作業実施箇所について、作業前、作業中、作業後の写真を提出することとされている。</p> <p>しかし、令和4年度において、作業前、作業中の写真が提出されていない箇所が多数見られた。</p> <p>なお、本業務は令和3年度から3年間の長期継続契約であるが、令和3年度においても、同様のものがあった</p> <p>7(4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>	<p>員の認識を高めます。</p> <p>御指摘を受け今後は、契約締結時に契約書や仕様書について業務内容等の確認を行い、受注者と共有します。さらに、各業務実施前の具体的な作業内容を調整する際に、口頭だけでなく、提出内容を具体的に受注者へ示す書面交付を行います。</p>	<p>企画総務課</p>
--	--	--------------

<p>ア 公金外現金の管理</p> <p>東区自主防災会事業の事務で扱っている公金外現金について、以下のものがあった。</p> <p>(ア) 取扱いの規定では、収支整理者と出納取扱者を定め、それぞれが行うべき事務を定めている。</p> <p>しかし、収支整理者が収入伝票及び支出伝票を作成すべきところ、収支整理者と定められた者が作成したのは年度当初の1回のみであり、以降は定めのない者が作成していた。</p> <p>(イ) 公金外現金取扱基準では、出納取扱者は、現金出納簿に収支状況を整理し、保管することとされている。</p> <p>しかし、令和4年9月8日に実地調査を行ったところ、現金出納簿に令和4年8月以降の収支を記載していなかった。</p>	<p>公金外現金の会計事務等の取扱いの規定に基づき、公金外現金取扱者として定められた者が責任を持って事務を行うことを令和4年11月10日の課内会議において周知・共有を図りました。</p> <p>御指摘を受け、現金の出納状況を確認し、現金出納簿に収支の記載を行いました。</p> <p>今後、現金出納簿への記載が漏れることの無いように、公金外取扱基準に基づき、適切に現金出納簿の整理を行います。さらに、現金の収支から現金出納簿整理までの完了確認として、収入及び支出伝票に押印欄(「現金出納簿」)を令和4年12月から新しく設けて、収支整理者、公金外現金取扱管理者(所属長)両者が確認の上、押印することにより再発防止に努めています。</p>	<p>自治推進課</p>
--	---	--------------